志免町農業委員会議事録

1	開催日時	令和２年３月 11 日（水）15 時 30 分から
2	開催場所	志免町役場　第３会議室
3	出席委員（14 名）	１番：権丈実（会長） ２番：稲永雅俊 ３番：藤修 ５番：福光學 ６番：藤茂文（副会長） ７番：稲永健 ９番：鬼塚剛介 10 番：吉村章吉 11 番：清原美代子 12 番：堤久美子 13 番：原信彦 14 番：世利章
4	欠席委員	４番：藤修、８番：木村俊次
5	議事録署名委員	２番：稲永雅俊、10 番：吉村章吉
6	内容	第４号議案　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
7	会議の概要	
事務局		ただ今から、令和２年３月の志免町定例農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしくお願いします。 本日は４番藤委員、８番木村委員から欠席の連絡をいただいております。出席委員 12 名で過半数を超えておりますので会議は成立といたします。 それでは会長、あいさつをお願いいたします。
会長		会長あいさつ（省略）
事務局		ありがとうございました。 それでは、志免町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長にお願いいたします。
議長（会長）		まず、議事録署名委員の指名を行います。 ２番：稲永委員、10 番：吉村委員にお願いいたします。 それでは第４号議案について事務局より説明をお願いします。
事務局		それでは第４号議案について説明いたします。 基盤強化法第１８条第１項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めるものでございます。

	整理番号３番、利用権の設定を受ける者は　　氏、利用権を設定する者が　　氏です。 利用権を設定する土地の所在地は、志免町大字吉原、地目は田、面積は 1,944 ㎡のうち 1,345 ㎡です。 今回は新規の利用権設定です。 契約期間は公告予定日の令和 2 年 3 月 18 日から 3 年間の予定です。 今回使用貸借権での利用権設定ですので、賃借料等はありません。 現在、利用権の設定を受ける方が耕作している面積は 2,531 ㎡です。 権利の種類は先ほど申しましたように使用貸借権の設定です。 農機具の所有状況は耕うん機 1 台、管理機 1 台です。 1 ページに位置及び現況写真を載せております。 以上について、集積計画案を決定するため審議を求めるものです。 説明は以上です。
議長（会長）	それでは第 4 号議案について、意見、質問のある方は挙手をお願いします。ちなみにここは何を作るんですか。
事務局	野菜です。畑として利用されます。
議長（会長）	他にありませんか。
藤委員（3 番）	申請地の 1 筆の中に公民館があるんですよね。ここの登記は農地のままですか。
事務局	農地のままです。分筆もしておりませんのでこの農地は今回の申請部分と公民館及び公園を含めた 1 筆です。
藤委員（3 番）	公民館の部分は農地転用しているのですか。そもそも転用の必要がないとか。
事務局	そこまでは調べておりませんが、公民館及び公園の部分については課税されていないことは確認しております。それ以外の農地の部分のみ課税されております。
藤委員（3 番）	要は公民館や公園のところが正当な手続きでなされていないのであれば、きちんと整理すべきなのかなと。今回の申請とは別の話だとは思いますけど、この状況をみんな今回知って、今後知らなかったじゃいけないと思いますので、そこのところは適正にした方がいいんじゃないかなと思います。
事務局	わかりました。きちんと手続きしているのかどうか調べさせてもらいます。もし必要な手続きをしていないのであれば、事後になってしまうのでどうすべきなのか、そこのところも確認してみます。

藤委員（3 番）	そのことで今回の申請に影響が出るんですか。そこも心配なんですが。きちんとしておかないと、農業委員会が過去の転用に問題があるのに許可しているとなれば後から問題になるかなと思うので、確認してください。
議長（会長）	その辺を事務局には確認していただいて、次回の農業委員会で報告してください。
事務局	では告示はそれが終わってからになりますので、それまで申請人には待っていただくよう伝えます。
藤委員（3 番）	過去の転用部分は別で、今回の申請に影響がないということであればそれでいいんですよ。でも仮に分筆しておかないといけないとなった場合に、貸し手がわざわざ分筆してまで貸さないとなるのもいけないのかなと。
事務局	借り手の方も許可が出ればすぐにでも作付けしたいんじゃないかなと思いますので、確認ができたら臨時で会議を開くか、４月に改めて開催するか、会長とも相談してみます。それまでにもし今回の申請にも影響があることが分かったら、場合によってはこの申請自体取り下げてもらうことになるかもしれません。とりあえずこの場は一旦保留とさせていただきます。
議長（会長）	申請人も急いであるとは思いますし、農業委員会としてもできるだけ早く結論を出したいとは思いますが、この件をしっかり確認してまた皆さんと協議したいと思います。
堤委員	ちょっといいですか。申請人の農機具についてですけど、前も困ってあったけど、その後どうなりましたか。
藤委員（3 番）	現場に耕うん機は置いてあるんですよ。それとかなり古いトラクターを使ってあったんですけど、これが動かなくなったんです。そこに中古のトラクターの情報が入ったんで、私から紹介しました。ただ、軽トラックしか持っていないし、それに載せられるものじゃないと厳しいので今回は購入しないということでした。
堤委員	それと以前交付金のことを事務局が言ってありましたが、あれはどうなりますか。
事務局	産地交付金のことであれば、対象が水田での作付で野菜等を出荷されている方になります。申請人の方はこの１年で出荷までされておりますので、対象になってくると思いますし、そのことは本人にもお話はしました。
議長（会長）	他に何か質疑等ありませんか。それではその他の事項を事務局よりお願いします。
事務局	～費用弁償および委員報酬について説明～
議長（会長）	他にありますか。なければこれで閉会といたします。

副会長	それではご起立ください。これで３月の定例会議を終了します。お疲れ様でした。

会　　長

議事録署名委員　　番

議事録署名委員　　番